

社員総会および評議員会運営規定

第1条（目的）

本規定は、当団体の最高意思決定機関である社員総会および評議員会の円滑な運営を図るため、その運営に関する基本事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規定は、当法人の社員総会および評議員会の招集、開催、議決および記録に関する事項について適用する。

第1章 社員総会

第3条（招集）

1. 社員総会は、定時総会および臨時総会とする。
2. 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集するものとする。
3. 臨時総会は、代表理事または社員総会の要請があった場合に招集する。
4. 社員総会の招集通知は、会日の3日前までに電子メール等で通知する。

第4条（議長）

社員総会の議長は、代表理事が務める。ただし、出席者の過半数の同意を得て他の者を選出することができる。

第5条（議決事項）

1. 事業計画および予算の承認
2. 決算報告の承認
3. 定款変更に関する事項
4. 理事および監事の選任または解任
5. その他法人運営に関する重要事項

第6条（議事録）

社員総会の議事録は、議事内容、出席者および議決結果を明確に記載するものとする。

第2章 評議員会

第7条（構成）

評議員会は、評議員によって構成されるものとし、法人運営の重要事項について協議および助言を行う。

第8条（開催）

1. 評議員会は、定期会議および臨時会議を開催する。
2. 定期会議は、年1回開催するものとする。
3. 臨時会議は、代表理事または評議員の過半数の要請に基づき開催する。

第9条（議決権）

1. 評議員会は、助言機関としての性質を有し、法人の最終的な意思決定権は社員総会に委ねる。
2. ただし、重要事項については評議員会の意見を最大限尊重する。

第10条（議事録）

評議員会の議事録は、協議内容、出席者および意見を記載するものとする。

第3章 共通事項

第11条（出席）

社員総会および評議員会への出席は、原則として対面形式とする。ただし、やむを得ない場合はオンライン出席を認める。

第12条（秘密保持）

社員総会および評議員会の出席者は、議事内容および法人の機密事項を第三者に漏洩してはならない。

第13条（改定）

本規定の内容は、社員総会の議決に基づき改定することができる。

第14条

本規定は制定の日より之を実施する。

2023年10月25日

福井県あわら市中浜1-1
一般社団法人あわらテクノロジー協議会
代表理事 齋藤恭子